

dmobile 利用規約

第一章 総則

第1条 (目的)

本規約は、日本電気通信事業株式会社（以下「当社」という）が提供するモバイル通信サービスに関する契約条件を定め、契約者との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。

第2条 (定義)

本規約における用語を以下のとおり定義します。

1. 本サービスとは、この規約に基づいて提供される当社のサービスの総称をいいます。
2. 「本SIM」とは、ICカード型SIMのほか、電子的に提供されるSIMプロファイル（eSIM）をいいます。
3. 「EID」とは、eSIMに割り当てられる端末固有の識別番号をいいます。
4. 「dmobile」とは、本サービス名のことをいいます。
5. 「契約者」とは、本サービスの契約者をいいます。
6. 「音声通話機能付きSIM」とは、本SIMのうち、当社が定める音声通話機能を有するものをいいます。
7. 「携帯電話事業者」とは、当社と直接接続契約を締結する事業者をいいます。
8. 「協定事業者」とは、当社と相互接続協定その他の契約を締結する事業者をいいます。
9. 「ワイヤレスデータ通信」とは、携帯電話事業者が提供する無線データ通信でパケット交換方式により符号の伝送を行うためのものをいいます。
10. 「ユニバーサルサービス料」とは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます。
11. 「電話リレーサービス料」とは、聴覚や発話に困難のある方等の通話を仲介する電話リレーサービスの提供に要する費用として、電気通信事業法等に基づき課される料金をいいます。
12. 「契約者回線」とは、本サービスにかかる契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線をいいます。
13. 「端末機器」とは、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）で定める端末設備をいいます。
14. 「自営端末機器」とは、契約者が本SIMを利用するため自ら用意する端末機器（当社が契約者に対して販売した機器も含みます）をいいます。
15. 「消費税相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
16. 「提供終了コース」とは、当社が新規申込の受付を終了したコースをいう。既存契約者の継続利用は妨げない。
17. 「SMS機能付きSIM」とは、SMS機能を搭載したデータ通信専用SIM（dData1・4コース）をいいます。

第3条 (契約の単位)

1. 当社は、一つの本サービス毎に一つの契約を締結します。
2. 契約者一名義あたりの契約数は5契約を上限とします。

第4条 (本規約)

1. 契約者は、本規約及びその他の本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとします。
2. 当社は本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用条件は変更後の規約によります。

第5条 (本サービス及び付加機能サービスの申込及び利用開始)

1. 本サービス契約は、本サービスの利用希望者が本規約に同意のうえ、当社が別途定める手続に従い本サービスへの申込みを行い、ICカード型SIMの場合は当該SIMの到着日（新規契約）または本サービス回線開通日（MNP）、eSIMの場合は第

3 項に定める日を回線契約締結日とします。

2. 本サービスの申込みについては、マイナンバーカードまたは運転免許証等の IC チップ情報を用いた読取りにより、本人確認を実施します。
3. eSIM による利用を申し込む場合における回線契約締結日は、次の各号に定める時点とします。
 - ① 新規契約（新たな電話番号の発行を伴う契約） の場合：当社が契約者に対し、eSIM プロファイルのダウンロードに必要な情報を交付し、回線を開通させた時点。
 - ② MNP（他社からの転入による契約） の場合：契約者が MNP 有効期限内に当社所定の WEB サイトから手続を行い、当社が交付した eSIM プロファイルを契約者がダウンロードし、回線を開通させた時点。
4. 本サービスの課金開始基準日となる本サービスの開始日は、当社が指定するものとします。
5. 当社は、申込があったときはこれを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は承諾しないことがあります。
 - (1) 債務の支払を怠るおそれがあるとき
 - (2) 第 25 条（利用停止） 第 1 項各号の事由に該当するとき
 - (3) 過去に当社との契約を解除されたことがあるとき
 - (4) 申込に際し虚偽の事実を通知したとき
 - (5) 有効性が確認できない、または不正利用のおそれがあるクレジットカードを指定したとき
 - (6) 申込者が指定クレジットカードの名義人と異なるとき
 - (7) 本人確認ができないとき
6. 当社は、前項の判断のため申込者に対し身分証明書等の提出を求める場合があります、提出がない間は承諾を留保または拒絶できるものとします。
7. 当社は、同一契約者が同時に利用できる本サービスの数の上限を第 3 条の範囲内で定めることができ、当該上限を超える申込は承諾しないものとします。
8. 契約者は、申込時に通知した情報に変更があった場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。

第6条 （本人確認の方式）

1. 当社は、非対面方式（WEB 申込）により本サービスの契約を締結するにあたり、携帯電話不正利用防止法その他関連法令に基づき、契約者の本人確認を行います。
2. 本人確認は、マイナンバーカードまたは運転免許証等に搭載された IC チップ情報の読取りによって実施します。
3. 移行期間においては、前項各号の方式に加え、従来の本人確認書類提出方式を補完的に利用する場合があります。
4. 本人確認が完了しない場合、本契約は成立せず、当社は本サービスの提供を行いません。

第7条 （携帯電話事業者との契約）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、ワイヤレスデータ通信及び音声通話サービスの提供を受けるため、携帯電話事業者の定める約款に基づき、契約者と携帯電話事業者との間で接続契約が締結され、本サービスの利用の終了により接続契約が解約されることを了承します。その場合、当社が当該接続契約の申込及び解約を携帯電話事業者に取り次ぐものとします。携帯電話事業者の定める約款は、現時点では、Xi サービス契約約款（以下「携帯電話事業者約款」という）（平成 22 年 12 月経企 1063 号）ですが、更新があった場合には更新後の約款に従います。なお、契約者において特段の手続きは不要です。

第8条 （権利の譲渡制限等）

1. 契約者は、本サービスを再販売（レンタル）する等、第三者に本サービスを利用させることはできません。
2. 契約上の地位の譲渡（名義変更）は、当社の事前承諾および当社所定の手続（必要書類の提出、未払金の清算等）を満たす場合に限り、二親等以内の親族に対して認められるものとします。なお、本 SIM の第三者への譲渡・貸与・売買は第 20 条第 3 項に従い禁止とします。

第二章 本サービス

第9条 （通信区域）

1. 本サービスの通信区域は、携帯電話事業者の通信区域の通りとします。本サービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等の電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。
また、本サービスにおいて利用可能な通信方式、通信機能および通信品質は、携帯電話事業者が提供するサービス内容、当社と携帯電話事業者との契約内容、ネットワーク構成その他の条件により一部利用できない場合があります。
2. 前項の場合、契約者は当社に対し、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第10条 (通信容量)

別表1にある本サービスの各プランのデータ通信容量を超過された場合は、通信制限の対象とさせていただきます。当該制限の内容は第14条第4項及び別表1に定める各プランの規定によります。

第11条 (各種有料オプションサービス)

1. 別表2にあるサービスは、別途お申し込みが必要です。
2. オプション料金は、利用開始日が属する月より発生し、月の途中のお申込みの場合も満額発生します。

第12条 (通信利用の制限)

1. 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者または協定事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。
2. 前項の場合、契約者は当社に対し、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
3. この帯域制御はネットワーク保全のため一時的に適用されるものであり、第14条第4項に定める各プランの容量超過時の速度制御(Nコース：最大128kbps、その他のコース：最大200kbps)とは別個に適用される場合があります。当該適用の要件および期間の目安は、当社ウェブサイトにて公表します。

第13条 (通信時間等の制限)

1. 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置(当社、協定事業者または携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます)をとることがあります。
3. 当社は、一定期間における通信時間または通信容量が当社が別途公表する閾値を超えるときは、その通信を制限又は切断することがあります。
4. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信方式を用いた通信について速度や通信量を制限することがあります。
5. 前4項の場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
6. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。

第14条 (非常時における通信および緊急通報の制約)

1. 当社は、本サービスにおいて、災害等の非常時に事業者間ローミング(JAPAN ローミングTM)(※1、※2)が実施された場合、通信および緊急通報に関し、以下の制約が生じることがあるものとします。
 - (1) 発信者番号の非通知設定(184等)または通知設定(186等)を付した場合、緊急通報が発信できない場合、または非通知設定が適用されず発信者番号が通知される場合
 - (2) 発信者番号による認証が行えない場合、端末から送信される識別情報(IMSI番号等)が緊急通報受理機関に提供される場合
 - (3) 前号の識別情報に基づき、関係機関からの照会に応じて契約者情報が開示される場合
 - (4) 一部の番号(フリーダイヤル、ナビダイヤル、短縮ダイヤル等)が利用できない場合
 - (5) データ通信が利用できない場合
2. 契約者は、前項各号に定める事項について、あらかじめ承諾するものとします。なお、これらの措置は、通信手段の確保および人命保護を目的として実施されるものです。
3. 前各項の制約は、通信設備の仕様、接続形態その他の要因により生じるものであり、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、当社はこれにより生じた損害について責任を負いません。

※1 「JAPAN ローミングTM」は、一般社団法人電気通信事業者協会(TCA)の商標です。

※2 事業者間ローミングとは、非常時に他の通信事業者のネットワークを利用して通信を確保する仕組みをいいます。

※3 本制度の詳細については、総務省および一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）の公表情報をご参照ください。

（総務省）：

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/roaming.html

（TCA）：

<https://tca.or.jp/information/japan-roaming.html>

第15条 （通信時間の測定）

本サービスにかかる通信時間の測定方法は、次の通りとします。

- （1） 通信時間は、発信及び着信双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻（その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします）から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含みます）により測定します。
- （2） 前号にかかわらず、契約回線の故障等、発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき（第12条による制限の場合は、その制限を通知したときとします）は、協定事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第16条 （通信速度等）

1. 本サービスは、3大キャリアの通信網を基盤として提供されるものの、3大キャリアが直接提供するサービスではありません。したがって、本サービスにおける通信速度は、3大キャリアが提供する通信サービスの通信速度と同一水準とならない場合があります。
2. 当社が本サービス上で案内する通信速度は、実際の通信速度を表すものではありません。
通信速度は、接続環境、契約者が使用する本SIMカード、情報通信機器、ネットワーク状況その他の要因により変動し、低下する場合があります。
なお、本サービスはベストエフォート方式により提供されるものであり、特定の通信速度または通信品質を保証するものではありません。また、契約者はこれらを了承するものとします。
3. 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。
4. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。
5. データ通信容量（上限）超過時は低速通信となり、Nコース以外のコースは上り下り速度ともに最大200kbps、Nコースは最大128kbpsとなります。

第17条 （国際通信サービスの利用制限）

1. 当社は、契約者による国際電話および国際SMSの利用について、過度な利用料金の発生を防止するため、月間の利用限度額を定めるものとします。前項に定める利用限度額は、次の各号のとおりとします。
 - （1） 音声通話機能付きSIM
国際電話および国際SMSの合算額について、月額20,000円（税込）を上限とします。
 - （2） SMS機能付きSIM
国際SMSの利用について、月額20,000円（税込）を上限とします。
2. 国際電話は利用できません。
3. 国際ローミングサービスは利用できません。
4. 前項の利用限度額に達した場合、当社は当該月内における国際電話および／または国際SMSの利用を制限または停止することがあります。
5. 利用限度額は、契約者の申出による変更、解除または増額はできません。
6. 本条は、新規契約者に限らず、既存契約者にも適用されるものとし、当社が別途定める適用開始日以降に適用されます。
7. 本条に基づく利用条件は、回線提供元事業者の定める利用条件、運用方針または仕様等に基づき設定されるものであり、これらの変更その他の事情により、当社の判断で変更することがあります。
8. 当社は、不正利用または異常な通信と認めた場合、利用限度額に達する前であっても、国際電話および／または国際SMSの利用を制限または停止することがあります。

第18条 (契約者識別番号の付与)

契約者識別番号の付与は、携帯電話事業者の定める約款に従い、携帯電話事業者が行います。

第19条 (契約者の遵守事項)

契約者は本サービスを利用するにあたり、以下の事項に同意し、遵守するものとします。

- (1) ホストコンピューター、ネットワークセンター及びアクセスポイント（以下本条においては「ネットワーク」といいます）を通過する情報の内容について、当社がいかなる保証もしないこと。
- (2) ネットワークを通して取得した情報の利用について自ら責任を負うこと。
- (3) 契約者の個人情報、司法機関等公的機関の要請がある場合に開示されることがあること。
- (4) 当社または当社の提携先等第三者が、その提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは契約者がアクセスした当社のホームページ上その他の契約者の情報端末機器の画面上に表示することを目的とし、契約者の個人情報及び履歴情報を自ら利用または第三者へ提供することがあること。当該個人情報の取扱いは第 45 条の定めに従います。
- (5) 当社が、本サービスに関する利用動向を把握する目的で、契約者の個人情報及び履歴情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、自ら利用または第三者へ提供することがあること。当該個人情報の取扱いは第 45 条の定めに従います。
- (6) ワイヤレスデータ通信を通じての通信は、すべて当該契約者アカウントを受けた自己のものであること。
- (7) 本サービスの運用のため、契約者のアカウント情報等の個人情報が当社または当社の提携先等第三者間の間でやりとりされること。当該個人情報の取扱いは第 45 条の定めに従います。
- (8) 本規約のほか、携帯電話事業者の通信に関する約款、規則及び利用条件に従うこと。
- (9) 本サービスを利用するために必要となる設備（精密機器端末）については、契約者が自己の費用と責任において維持すること
- (10) ID、パスワード（以下「ID 情報」といいます）、その他本サービスを利用する権利を認識するに足りる情報を自己の責任において管理すること。
- (11) ID 情報の管理及び使用は自己の責任とし、ID 情報の使用上の過誤または他者による無断使用により契約者が被る損害については、当該契約者の故意または過失の有無を問わず、当社は一切責任を負わないこと。
- (12) 本サービスの適切な運用のため、当社または携帯電話事業者もしくは運送会社等委託先会社との間で、契約者の個人情報及び ID 情報の授受を行うこと。当該個人情報の取扱いは第 45 条の定めに従います。
- (13) 平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社及び携帯電話事業者のネットワークに過大な負荷を与えた場合、当該通信を制御・制限される場合があること。
- (14) 当社または携帯電話事業者が、契約者の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、通信の最適化をする場合があること。

第20条 (契約者の禁止事項)

契約者は本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (2) 他人の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、または掲載する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく行為、未承認医薬品等の広告を行う行為、又は貸金業を営む登録を受けずに金銭の貸付の広告を行う行為
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (8) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (9) 自己の ID 情報を他人と共有しまたは他者が共有しうる状態に置く行為
- (10) 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の契約者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます）

- (11) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
- (13) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメール等を送信する行為
- (14) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し、または誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱、プライバシーを侵害する情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (20) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が合理的に判断する行為
- (21) 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
- (22) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、またはそれらの運営を妨げる行為
- (23) 前各号に該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを掲載する行為
- (24) 利用回線を故意に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
- (25) 多数の不完了呼を故意に発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為
- (26) 本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対して自動電話ダイアリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などを行う行為
- (27) 自動ダイアリングシステムを用いまたは合成音声通信もしくは録音音声等を用い、第三者が嫌悪感を抱く音声通信をする行為
- (28) 本 SIM に登録されている電話番号、その他の情報を変更または消去する行為
- (29) 位置情報を取得することができる端末機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれがある行為

第21条 （契約者の義務またはサービス利用の要件）

1. 契約者が本サービスにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用して本サービスを利用することはできません。
2. 契約者は、音声通話機能付き SIM を利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」といいます）による転入または転出を行うことができます。なお、MNP 転入については、以下の条件が適用されます。また、MNP 転出については、転出先の事業者の条件に基づくものとします。
 - (1) 転入元事業者の契約者と、本サービスに係る契約の契約者が同一である必要があります。
 - (2) 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - (3) 電話番号を利用することができない時間（MNP 転入手続完了後から、契約者が当社の指定する方法にて手続きを開始し、完了するまでの時間）があります。
 - (4) 本サービスにおける MNP 転入可能数は、第 3 条に定める契約上限に含まれるものとします。
 - (5) MNP 転入手続は、本サービス利用申込と同時に、又は当社が別途定める期間内に行う必要があります。
3. 契約者は、本サービスに係る契約において当社から提供を受けた役務、機器、その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします）してはならないものとします。
4. 契約者は、音声通話機能付き SIM によって利用可能な音声通話機能が、必ずしも携帯電話事業者が提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。
5. 本サービスの各プランにおいて、当該サービスの契約者が、当社に対し MNP による転出を通知した場合は、当該サービス

の解除を通知したものとみなされます。また、他の電気通信事業者への電話番号の転出が完了した場合、転出が完了した日が契約の解約日となります。

第三章 端末機器及び本 SIM

第22条 (端末機器利用にかかる契約者の義務)

1. 契約者は、端末機器を電気通信事業法及び電波法関係法令が定める技術基準（以下「技術基準」といいます）に適合するように維持するものとします。
2. 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 端末機器を改造し、変更し、分解し、もしくは損壊またはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
 - (2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 端末機器に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないこと。

第23条 (本 SIM)

1. 本サービスの利用には、本 SIM が必要となります。本 SIM は、当社が契約者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。
2. 契約者は、本 SIM を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 契約者は、本 SIM を契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしたりはならないものとします。
4. 契約者による本 SIM の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による本 SIM の使用により発生した料金等についても、すべて当該本 SIM の管理責任を負う契約者の負担とします。
5. 契約者は、本 SIM が第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
6. 契約者の責めに帰することができない事由により IC カード型 SIM が故障した場合に限り、当社は自らの負担において IC カード型 SIM を修理又は交換します（種別の異なる本 SIM への交換はできません）。
7. 契約者は、本 SIM に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去してはならないものとします。
8. 契約者は、本 SIM に、当社、携帯電話事業者及び第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしてはならないものとします。
9. 契約者は、本 SIM の利用に係る料金を当社に対して支払うものとします。
10. 契約者が本 SIM 以外の SIM を使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、当社及び携帯電話事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が本 SIM 以外の SIM を使用したこと起因して当社、携帯電話事業者及び第三者に生じた一切の損害については当該契約者が賠償の責任を負うものとします。
11. 契約者が eSIM を利用する場合、契約終了時には自己の責任において端末から当該 eSIM プロファイルを削除しなければなりません。当該削除を怠ったことにより契約者又は第三者に損害が生じて、当社は一切責任を負いません。
12. 契約者が eSIM を利用する場合、当社が契約者に対して当該 eSIM プロファイルのダウンロード情報を通知した日から起算して 30 日以内に、当社が指定する方法により開通手続を行わなければなりません。
13. 当該期間を経過した場合、当該 eSIM プロファイルは失効するものとします。この場合、契約者が引き続き本サービスの利用を希望する場合には、当社所定の方法により eSIM プロファイルの再発行を申請する必要がある、別表 3 に定める再発行手数料を負担するものとします。
14. eSIM プロファイルのダウンロードおよび設定は、安定した Wi-Fi 環境下で行う必要があり、当該環境は契約者が準備するものとします。
15. 契約者が端末の初期化または機種変更を行った場合、当該 eSIM プロファイルは利用できなくなり、再発行の手続を行う必要があります。

第24条 (契約者識別番号の登録等)

契約者の契約者識別番号の登録等は、携帯電話事業者の定める約款に従い、当社が協定事業者を通じて携帯電話事業者に取次ぎます。

第25条 (自営端末機器)

1. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備については、契約者が自己の費用と責任において準備及び維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備が技術基準に適合しない場合、当該自営端末機器での本サービスの利用をできないものとします。
3. 当社は、前項の場合において、契約者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第26条 (納入)

当社は、IC カード型 SIM または端末機器を提供する場合、申込時に契約者が指定した送付先住所に納入します。eSIM のみを利用する場合は、当社所定の方法により eSIM プロファイルのダウンロード情報を交付することをもって納入に代えるものとします（引渡完了時点は当社が当該情報を交付した時とします）。なお、eSIM のみを利用する場合の回線契約締結日は第 5 条第 3 項によるものとし、本条の納入に関する定めは当該情報交付をもって充足されます。

第四章 提供の中断、利用停止及び解除

第27条 (提供の中断)

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。
 - (1) 当社または協定事業者もしくは携帯電話事業者の電気通信設備の保守上または工世上やむを得ないとき。
 - (2) 第 12 条（通信利用の制限）または第 13 条（通信時間等の制限）により通信利用を制限するとき。
 - (3) 携帯電話事業者の約款により通信利用を制限するとき。
2. 当社は、本条に基づく利用の中断について、法令又は本規約第 36 条及び第 37 条に定める場合を除き、損害を賠償する義務を負わず、また本サービスの料金の返金はいりません。ただし、当社の責に帰すべき事由により 1 か月以上連続して利用できない場合は、当社所定の方法により相当額を減額または返金することがあります。なお、本項の減額又は返金は第 35 条及び第 36 条の適用を妨げるものではありません。

第28条 (利用停止)

1. 当社は、本サービスの仕様として定める場合の他、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、事前に契約者に通知催告することなく、本サービスの提供を即日停止することができるものとします。
 - (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社が定める方法による支払いのないとき、及び、支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）ただし、未払金の完済並びに別表 3 に定める利用再開手数料の支払いにより、利用を再開することができます。
 - (2) 本サービスに関する申込みについて、申込みの内容が事実と反することが判明したとき
 - (3) 契約者が当社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実と反することが判明したとき
 - (4) 第 6 条に定める本人確認に応じないとき
 - (5) 第 23 条（自営端末機器）の規定に違反し、本 SIM を技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき
 - (6) 当社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき
 - (7) 本サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で利用されたとき
 - (8) 本サービスが違法な態様で利用されたとき、またはそのおそれのあるとき
 - (9) 裁判所、捜査機関、その他公的機関（警察署を含むがこれに限らない）から当社に対して、当該回線の停止または契約解除の要請・申請等が行われた場合
 - (10) 契約者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき
 - (11) 契約者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、またはそれらのおそれがあるとき
 - (12) 解散決議をしたとき又は死亡したとき
 - (13) 支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき
 - (14) 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき
 - (15) 前各号のほか、本規約の定め違反する行為が行われたとき
 - (16) 第 46 条（個人情報情報の取扱い・契約者確認）に定める契約者確認に応じないとき
2. 本条に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの利用料金（月額基本料）は発生します。
3. 当社は、本条に基づく本サービスの提供の停止について、損害を賠償する義務を負わず、また本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

第29条 (契約者からの請求による利用の一時中断)

1. 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
2. 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた契約者が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。なお、当該利用の一時中断の解除を行う場合、契約者は、当社に対し、利用停止手数料及び利用再開手数料として別表 3 の金額を支払うものとします。
3. 本サービスの利用の一時中断及び当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了し

ます。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、契約者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。

4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金（月額基本料）は発生します。

第30条 （当社による本サービス契約の解除）

1. 当社は、契約者が第 25 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合、またはそのおそれがある場合、事前に契約者に通知催告することなく、本サービス契約を即日解除することができるものとします。
2. 当社は、契約者が届け出たクレジットカードの会員資格が喪失された場合、クレジットカードの有効期限が満了している場合、クレジットカードの利用限度額を超過した場合、その他の事由によりクレジットカード会社(クレジットカード決済代行業者を含みます)から利用料金の決済を受けられないことが判明した場合、当社所定の基準により利用契約を解除することがあります。
3. 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(当社が定める方法による支払いのないとき、及び、支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます)は事前に契約者に通知催告することなく、本サービスの利用契約を即日解除することができるものとします。
4. 当社が指定するサービスにおいて、一定期間内に利用された通信量の合計が当社所定の基準を継続的に下回る場合、当社は事前に相当期間の是正猶予及び通知を行ったうえで、当該利用契約を解除することがあります。
5. 当社は、本条に基づく本サービスの利用契約の解除について、損害を賠償する義務を負わず、また本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。
6. 契約者が、第 25 条第 1 項各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第31条 （解約）

1. 契約者は、当社所定の方法により解約を申し込むことができます。
2. 当社は、契約者から解約の申込を受けた場合、当社の定める条件に従い解約手続を行います。
3. 前項に定める解約手続きに基づく本サービスの提供終了時点は、解約手続きが完了した月の末日とします。解約に伴い、当社が貸与した IC カード型 SIM の返却が必要となります。当社が定める期日までに返却がない場合は、SIM カード損害金が発生します。なお、eSIM については返却を要しません。
4. 契約者が eSIM を利用している場合、解約にあたっては契約者の責任において当該端末内の eSIM プロファイルを削除するものとし、当該削除後は通信を利用できません。
5. 契約者が解約を申し込む場合、解約を希望する月の 25 日までに申請を行う必要があります。26 日以降に申請を行った場合は、翌月を解約完了月とし、本サービスの提供を終了します。
6. 契約者が MNP による転出を希望する場合、当社所定の方法により MNP 転出番号（MNP 予約番号）の発行を申請することができます。当社は、当該申請を受け付けた日から 2～5 営業日以内に MNP 転出番号を発行します。なお、MNP 転出番号の発行に関して、契約者は手数料を負担する必要はありません。
7. 最低利用期間内に解約を希望する場合は、別表 3 に記載する契約解除料が発生します。ただし、第 30 条（初期契約解除）の定めに基づき解除された場合を除きます。

第32条 （初期契約解除）

1. 契約者は、本サービスの契約書面を受け取った日から起算して 8 日を経過するまでの間（受領日を含む。）は、当社所定の方法により書面または電磁的記録により通知することで、契約を解除することができます。
2. 前項の場合、契約者は、実際に提供を受けた通信料その他の実費相当額を除き、解除料その他の負担を要しません。
3. IC カード型 SIM に損傷または欠品があるときは、当社所定の SIM カード損害金を負担するものとします。

第五章 料金

第33条 （料金）

1. 当社が提供する本サービスの料金は、月額基本料、手続に関する料金及び契約解除料等、当社が別表に定めるところによるものとし、契約者はこれらの料金について、別途定めるところにより当社指定の時期と方法にて支払う義務を負うものとします。
2. 月額料金は、課金開始日から契約の終了日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第 26 条（利用停止）及び第 27 条（利用の一時中断）の規定により本サービスの提供が停止または休止された期間は、当該サービスの提供があったものとみなし、月額料金その他の定額料金は引き続き発生するものとします。
3. 当社による利用契約の解除となった場合、解除前に請求した料金及び契約解除料について支払う義務を負うものとします。

第34条 (月額基本料等の支払義務)

本サービスの契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から本サービス契約が終了した日までの期間について、当社が別表に定める月額基本料の支払いを要します。なお、契約終了日の属する月の料金は、当社が別途定める場合を除き、日割計算を行いません。

第35条 (料金の計算等)

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、当社が別表に定めるところによります。

第36条 (割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合、当社の請求に従い、免れた額に加え、その免れた額（消費税相当額を除く）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した金額を割増金として支払うものとします。

第37条 (延滞利息)

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から、契約者による実際の支払日（当社指定口座への入金日または決済完了日）までの日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第六章 損害賠償等

第38条 (本サービスの利用不能による損害)

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を、発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
 - (1) 月額基本料、及び付加機能サービス(有料サービス)等の月額料
 - (2) 通信料(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1日当たりの平均通信料(前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します)
3. 本条による賠償は、第 37 条の算定方法に優先して適用されます。第 41 条（損害賠償額の上限）は、当社の故意又は重過失がある場合を除き、本条及び第 36 条に基づく賠償額にも適用されます。
4. 本条第 2 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における 1日当たりの平均通信料とします。

第39条 (責任の制限)

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当社は、その全く利用できない時間を 24 で除した商(小数点以下の端数を切り捨てるものとします)に月額基本料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
2. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
3. 当社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害及び逸失利益については、一切責任を負わないものとします。
4. 本サービスの利用不能に関する賠償は第 36 条(本サービスの利用不能による損害)の定めを優先して適用し、同条の定めなき部分について本条を適用します。

第40条 (損害賠償)

契約者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、又は、本サービスに関連して、当社に損害を与えた場合には、当社が被った通常かつ直接の損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用を含む）について賠償する責任を負うものとします。

第41条 (第三者への委託)

1. 当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、契約者の事前の承諾、又は契約者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。
2. 当社は、契約者のインターネットサービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当該業務に必要な範囲内で、法令に基づき、又は契約者の同意を得た上で、クレジットカード会社等の金融機関、債権管理回収業者若しくは提携先等に個人情報を提供することがあります。

第42条 (免責)

1. 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているデータ、情報等の内容等が変化または消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。ただし、当社の故意又は重過失による場合、又は法令により当社の責任制限が認められない場合は、この限りではありません。
2. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由（以下「不可抗力」といいます）により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重過失による場合、又は法令により当社の責任制限が認められない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他契約者による本サービスの利用について一切の保証を行いません。ただし、当社が明示的に補償を行った場合を除きます。
4. 通信回線や移動体通信端末機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して契約者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重過失による場合、又は法令により当社の責任制限が認められない場合は、この限りではありません。
5. 契約者が本規約に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。ただし、当社の故意又は重過失による場合、又は法令により当社の責任制限が認められない場合は、この限りではありません。

第43条 (損害賠償額の上限)

当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合（但し、当社、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除く）について、その損害賠償の総額は、当該損害の発生日前6か月間に当社が当該契約者から受領した本サービスの料金の合計額を上限とします。なお、本条の規定は、第36条及び第37条に基づき算定される賠償額にも適用されるものとします。

第七章 保守

第44条 (保証の範囲)

当社は、当社設備を除き、相互接続点以降の通信品質、インターネットを含む外部ネットワーク環境又は一般的技術水準の制約に起因する本サービスの不具合について保証しません。

第45条 (サポート)

1. 当社は、契約者に対し、本サービスの利用に関する基本的な問合せ対応その他当社が別途定める範囲の技術サポートを提供します。
2. 当社は、前項に定めるものを除き、契約者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。

第八章 雑則

第46条 (位置情報の送出)

1. 携帯電話事業者または協定事業者がワイヤレスデータ通信に係る当社との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその当社に係る電気通信設備から携帯事業者が別に定める方法により位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報をいいます。以下本条において同じとします）の要求があったときは、契約者があらかじめ当社への位置情報の送出に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。
2. 当社は、前項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者は、当該設定を解除することで、いつでも同意を撤回することができます。

第47条 (情報の収集)

当社は、本サービスに関し、契約者に技術サポートの提供に必要な範囲に限り情報を収集、利用することがあります。契約者は、

契約者から必要な情報が提供されないことにより、当社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

第48条 (個人情報取り扱い・契約者確認)

1. 当社は、契約者情報について、善良な管理者としての注意をもって管理します。
2. 当社は、契約者情報を以下の目的にのみ利用し、法令に基づき官公庁から開示を求められた場合又は以下の各号の場合を除き、第三者に開示しないものとします。
 - (1) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）（以下、「携帯電話不正利用防止法」といいます）その他法令に定められた不正利用防止の目的。
 - (2) 月額課金制のサービスの利用料金を回収する目的。
 - (3) 契約者に対するサポートサービスを円滑に提供する目的。
 - (4) 契約者に対し、本サービスの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールまたは郵便等で通知をする目的。
 - (5) 商品開発等の目的で本サービスに関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工したうえで、その分析結果を自ら利用する目的。
 - (6) 契約者から事前の同意を得た場合その他法令に基づき提供が認められる場合。
 - (7) 前号に基づき、当社が本サービスの提供およびこれに付随するサポート業務を行うため、契約者から事前の同意を得た上で、当社と契約する代理店（当該契約者を紹介した代理店を含みます）に対し、必要な範囲で契約者情報を提供する場合。
 - (ア) 当社が提供する契約者情報は、氏名、メールアドレスおよび契約状況その他当該目的の達成に必要な範囲の情報に限るものとします。
 - (イ) 当社は、安全管理措置を講じた通信手段による電子データ送信その他適切な方法により提供を行います。
 - (ウ) 当社は、代理店に対し、個人情報保護法その他関連法令に基づき、契約者情報の適切な管理を義務付け、必要かつ適切な監督を行います。
3. 当社は、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第 9 条で定める契約者確認をいいます。以下、本条において同様とします）を求められたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、契約者は、当社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。

第49条 (契約者アカウントの管理)

1. 契約者は、契約者アカウントの ID、パスワード、その他契約者アカウントの認証のための情報（以下「アカウント情報」といいます）を自己の責任において管理するものとします。契約者が法人または団体である場合、本サービス 1 個に対するアカウント情報は 1 つとし、当該法人または団体の管理担当者が管理するものとします。
2. 契約者のアカウント情報を用いて、契約者と第三者により同時に、または第三者のみによって本サービスが利用された場合、当社は本サービスの通常の機能を維持できないことがあり、これにより契約者に生じた損害について当社は責任を負いません（当社の故意又は重過失による場合を除きます）。

第50条 (氏名等の変更の届出)

1. 契約者は、当社に提供した契約者情報（名前・住所・電話番号・メール）に変更が生じた場合には、当社所定の方法により、当社に届け出るものとします。
2. 契約者情報に変更があったにもかかわらず、前項の届出がないときは、当社から契約者に対する通知は、当社に届出られている契約者情報にもとづいて行われ、当該通知をもってその通知を行ったものとみなします。また、当該通知は、通常到達すべき時期に到達したものとみなされるものとします。

第51条 (反社会的勢力に対する表明保証)

1. 契約者は、本サービス契約締結時及び締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社は事前に通知催告することなく本サービス契約を直ちに解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力に属していること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第52条 (他の電気通信事業者への情報の通知)

契約者は、料金その他の債務の支払いをしない場合、または第 46 条に定める契約者確認に応じない場合には、当社が、当社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限り）を当該事業者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

第53条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することができます。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、原則として 30 日前までに、当社が定める方法で契約者に通知します（緊急の場合を除きます）。
3. 前払の料金がある場合の精算その他の取扱い、当社は別途定める方法により行います。
4. 当社は、本サービスの一部又は全部が廃止したことにより契約者に損害が生じた場合でも、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切責任を負いません。

第54条 (本サービスの技術仕様等の変更等)

当社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用する本 SIM の改造または撤去等を要することとなった場合であっても、その改造または撤去等に要する費用について負担しないものとします。

第55条 (本サービス等の変更等)

1. 当社は、契約者に対する事前の通知又は承諾なく、本サービスの内容又は本規約を変更することができます。ただし、契約者に不利益となる変更を行う場合は、当社が定める方法により相当期間前に通知します。
2. 当社は、前項に基づき本規約又は本サービスの内容を変更する場合、変更後の内容を契約者に当社が指定する方法により通知します。
3. 本規約又は本サービスの内容が変更された場合、変更後の本規約及び本サービスの内容が適用されるものとします。

第56条 (分離性)

本規約の一部が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引き続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第57条 (協議)

当社及び契約者は、本サービスまたは本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第58条 (事項の変更と通知)

1. 当社から契約者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、Web サイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（その間に法定休日がある場合は当該日数を加算）に到達したものとみなし、電子メールの送信による場合は通常到達すべき時期で到達したものとみなします。ウェブサイトへの掲載による場合は、掲載時点で到達したものとみなします。当社は通知手段の選択にあたり、契約者の通常の受領可能性を合理的に確保するよう努めます。
3. 契約者が第 1 項の通知を確認しなかったことにより不利益を被った場合であっても、当社の故意又は重過失が認められる場合を除き、当社は責任を負いません。

第59条 (契約期間)

1. 本サービスの最低契約期間は、当社にて本サービスの申込み手続きが完了した日の属する月（以下「完了月」といいます）を 1 ヶ月目として、当該月から起算して別表 1 の月の末日までとします。なお、当社が本サービスを提供するにあたり、

当社と協定事業者との間で締結している契約が理由の如何を問わず終了した場合、当該終了日をもって、本サービスの提供を終了いたします。

2. 本サービスの最低契約期間内に、理由の如何によらず、本サービス契約が終了した場合、契約者は当社に対して、契約解除料として、別表3の金額を、本サービス契約が終了した日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。

第60条 (カスタマーハラスメントの対応について)

1. カスタマーハラスメント防止規定

お客様におかれましては、弊社のスタッフ、サポートデスク、およびコールセンターに対し、以下のような行為を行わないようお願い申し上げます。これらの行為が確認された場合、弊社は対応を停止し、必要に応じ弁護士など外部専門家と連携し、法的手続きを取ることがあります。

※厚生労働省発行の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」に基づき策定

2. カスタマーハラスメントの定義

クレームや発言の内容が正当性を欠く場合、または正当性が認められる場合でも、その手段や対応が社会的常識に反し、従業員の労働環境に悪影響を及ぼすもの。

3. 対象行為

- ・弊社の業務に著しい支障をもたらす行為。
- ・差別的、性的、攻撃的な言動。
- ・スタッフの個人情報を SNS やインターネットに公開する行為。
- ・暴言、脅迫、暴力行為、威嚇、土下座の要求など、身体的または精神的な攻撃行為。
- ・名誉毀損、中傷、侮辱的な言動。
- ・長時間にわたる電話や対面での接客対応を強いる行為、同じ内容の問い合わせを繰り返す行為。
- ・正当な理由がないにもかかわらず、過剰なサービスや謝罪、金銭、商品提供を求める行為。
- ・退去を拒む、長時間居座る行為。
- ・スタッフや関連施設を許可なく録音・撮影する行為。

これらの行為が確認された場合、当社は、相当と認める範囲で、注意喚起、窓口の限定、連絡手段の変更、対応の一時停止その他必要な措置を講じることがあります。措置の内容は事案の態様及び程度に応じ、比例的であるよう配慮します。なお、当社は、電気通信事業法その他の法令に基づく契約者の権利を不当に害しないよう努め、回線の停止又は解約を行う場合には、緊急の場合を除き、事前の通知及び相当の猶予期間を設けます。解約が最低利用期間内に行われる場合の契約解除料の取扱いは別表の定めによります。

第61条 (その他)

1. 本規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を契約者に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。
2. 本契約、本規約に関して訴訟等の必要が生じた場合は、福岡地方裁判所、または契約者が個人である場合に限り、契約者の所在地を管轄する地方裁判所の本庁をもって専属管轄裁判所とします。
3. 本サービスに関する訴訟は、当該訴訟の原因が生じてから一年以内に提起されなければならないものとします。

第62条 (提供終了コースの取扱い)

1. 当社は、一定のコースについて新規申込の受付を終了（以下「提供終了」という。）することがあります。
2. 提供終了となったコース（以下「提供終了コース」）は、既存の契約者に限り契約条件を維持したまま継続利用できます。
3. 提供終了コースの新規申込・再契約・当該コースへの変更（戻し含む）は不可とします。
4. 提供終了コースにも、本規約（通信制限・速度制御・利用停止・責任制限・料金改定等）の定めは引き続き適用されます。
5. 当社は、提供終了コースの重要な仕様変更又は終了を行う場合、相当期間前に第56条に基づき通知します。

付則

作成：令和6年3月1日

改定：令和6年12月3日

改定：令和7年3月28日

改定：令和 7 年 7 月 3 日
改定：令和 7 年 10 月 1 日
改訂：令和 7 年 10 月 28 日
改訂：令和 8 年 2 月 1 日
改訂：令和 8 年 4 月 1 日

別紙
通則

(料金の計算方法等)

1. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額基本料は暦月、通信料等は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。(注)料金月に従って通信料を計算する場合において、通信またはセッションを開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、当社が定める方法により計算するものとします。
2. 当社は、本サービスに係る通信に関する料金については、通信の種類等ごとに合計した額により、支払いを請求します。
3. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更するものとします。

(端数処理)

4. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとします。

(料金等の支払い)

5. 契約者は、本サービスの料金を所定の支払期日までに支払うものとする。支払方法は、原則としてクレジットカードによるものとします。ただし、契約者がクレジットカードを保有しない場合、当社は別の方法を提示することがあります。
6. 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

(消費税相当額の加算)

7. 第 30 条 (料金) から第 34 条 (延滞利息) までの規定等により、定める料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

別表 1. 本サービスコース

※料金は、特に断りがない限りすべて税込表示とします。

別表 1-A 現行コース

コース名	通信容量	通信制限解除	最低利用期間	基本料金
dmobile X コース※1※3※7	1 日 4GB	翌日 0 時	12 ヶ月	5,720 円/月
	有料：契約後の各種かけ放題の追加※4			
dmobile L コース※1※7	1 日 2GB	翌日 0 時	12 ヶ月	5,720 円/月
	付帯：24 時間かけ放題※2			
dmobile M コース※1※7	1 日 1GB	翌日 0 時	12 ヶ月	3,520 円/月
	付帯：10 分かけ放題※2			
dmobile S コース※1※3※7	月間 3GB	翌月 1 日 0 時	12 ヶ月	1,078 円/月
	有料：契約後の各種かけ放題の追加※4			
dData F4 コース※1※6※7	1 日 4GB	翌日 0 時	12 ヶ月	5,720 円/月
dData F1 コース※1※6※7	1 日 1GB	翌日 0 時	12 ヶ月	3,146 円/月

別表 1-B 提供終了コース (新規受付停止)

本表のコースは新規申込を受け付けていません。既存契約者は同一条件で継続利用できますが、当該コースへの変更・再契約はできません。また、現行プランへのコース変更は不可です。なお、eSIM を選択しての SIM 再発行手続きを申し込むことはできません。

コース名	通信容量	通信制限解除	最低利用期間	基本料金
dmobile N コース※1※3※7	1 日 3GB※5	翌日 0 時	12 ヶ月	5,720 円/月
	有料：契約後の各種かけ放題の追加※4			
dData 4 コース※1※7	1 日 4GB	翌日 0 時	12 ヶ月	5,720 円/月
dData 1 コース※1※7	1 日 1GB	翌日 0 時	12 ヶ月	3,146 円/月

※1. 株式会社 NTT ドコモの通信網を利用

※2. 月額基本料金に付帯サービスが内包されております。付帯サービスの内容については別表 2 のサービスに準じます。

※3. X コース・S コース・N コースに適用。月額基本料金のほかに国内通話料金（30 秒毎に 22 円）、SMS 送信料金（国内 1 通 3 円、国外 1 通 100 円）、国際通話料金（携帯電話事業者規定に準ずる）、が別途発生します。

※4. 有料オプションサービスについては別表 2 のサービスに準じます。

※5. dmobile N コースのデータ通信容量は、8:00～23:59 の利用分を対象とし、0:00～7:59 までの利用分はカウントされません。

※6. 請求は登録月の翌月分の料金を先払い制とし、登録時に「初期事務手数料 4,400 円（税込）＋翌月分の月額利用料金 1 ヶ月分」の支払いが発生する。またその後は、毎月 10 日またはその翌営業日に翌月分の月額利用料金の支払いが発生する。

※7. ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は当社が負担します。

別表 2. 有料オプションサービス

オプション名	概要	対象プラン	料金
留守番電話	着信を受けられない場合などに電話をかけてきた方の伝言メッセージをお預かりします。	dmobile 各コース (X・L・M・S・N)	330 円/月
割り込み通話	通話中の電話を保留にし、かかってきた他の電話を受けることができるサービスです。	dmobile 各コース (X・L・M・S・N)	330 円/月
5 分かけ放題※1※2	5 分以内の国内通話がかかけ放題のサービスです。 (例：0570/0180/188 などを除く)	dmobile 各コース (X・S・N)	715 円/月
10 分かけ放題※1※2	10 分以内の国内通話がかかけ放題のサービスです。 (例：0570/0180/188 などを除く)	dmobile 各コース (X・S・N)	935 円/月
24 時間かけ放題※2	国内通話がかかけ放題のサービスです。 (例：0570/0180/188 などを除く)	dmobile 各コース (X・S・N)	1,870 円/月

※1. 指定時間（5 分かけ放題は 5 分/1 通話、10 分かけ放題は 10 分/1 通話）を超過した場合は、30 秒毎に 22 円の料金が別途発生します。

※2. 国際通話、WORLD CALL、SMS、0570・0180 などへの発信、188 特番、104 の番号案内料、衛星電話/衛星船舶電話、当社が指定する電話番号（機械的な発信などにより、長時間又は多数の通信を一定期間継続して接続する電話番号）などはかけ放題対象外となり、以下の料金が発生します。
国内通話料金（30 秒毎に 22 円）、SMS 送信料金（国内 1 通 3 円、国外 1 通 100 円）、国際通話料金（携帯電話事業者規定に準ずる）ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は当社が負担します。

別表 3 手数料関連

名称	概要	金額
本 SIM 発行手数料 (IC カード型 SIM/eSIM 共通)	本 SIM を発行する際に、支払いを要する手数料	4,400 円
本 SIM 再発行手数料 (IC カード型 SIM/eSIM 共通)	本 SIM を再発行する際に、支払いを要する手数料	4,400 円
SIM 種別変更手数料	再発行の申込みに限り、SIM 種別の変更を行う際に、支払いを要する手	4,400 円

(IC カード型 SIM ≠ eSIM)	数料	
利用停止手数料	回線の利用停止（休止を含む）を行う際に支払いを要する手数料	550 円
利用再開手数料	利用停止（休止を含む）とした回線の再開を行う際に支払いを要する手数料	550 円
契約解除料	最低利用期間内に解約する際に支払いを要する手数料	1,078 円
通話明細	契約電話番号の 1 ヶ月毎の通話明細取得時に、支払いを要する手数料※1	1,100 円
コース変更料	ご契約のコースを変更する際に、支払いを要する手数料※2	3,300 円
SIM カード損害金	解約時に、当社の指定する期日までに SIM の返却がない場合に、支払いを要する手数料※3	3,300 円

※1. 当社所定の方法により交付する。

※2. コース変更は、現行コース間でのみ可能です。（dmobile コースから dData コースへのコース変更の場合またはその逆の場合は、コース変更不可）

※3. eSIM は、物理返却を要さないため、「SIM カード損害金」の対象外